

もしかしたら？

と思ったら迷わずご相談ください。

しない

このようなことが

させない

高齢者虐待にあたる可能性があります。

○身体的虐待

・暴力的な行為で、痛みを与える行為や、身体にあざや傷を与える行為
(例)本人を殴る・蹴る。物を投げつける、身体を動けないように拘束する。

○心理的虐待

・脅し・侮辱などの言動や威圧的な態度、無視や嫌がらせなどによって精神的苦痛を与える行為。
(例)怒鳴る・ののしる・侮辱を込め子ども扱いする。



○経済的虐待

・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
(例)日常に必要な金銭を渡さない。年金や預貯金を無断で使用する。



○性的虐待

・本人との合意がない性的行為やそれを強要する行為。
(例)排泄の失敗について罰を与えようと、下半身を裸にさせ放置したり、人前で排泄行為をさせたりする。

○介護等放棄・放任

・必要な介護や世話をせず、生活環境や高齢者の身体・精神的状態を悪化させること。
(例)入浴しておらず、異臭がする。水分や食事が十分に与えられておらず、脱水症状・栄養失調症状の状態。

あなたの発見が高齢者の命・尊厳を守ります。

※相談者・通報者の秘密は厳守します。



甲斐市地域包括支援センター
(甲斐市役所長寿推進課内)
住所：甲斐市篠原2610 甲斐市役所 竜王庁舎 新館15番窓口
連絡先：055-278-1689